

プロポーザル公告

福井県救急医療電話相談事業について、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定するので次のとおり公告する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名
福井県救急医療電話相談事業
- (2) 契約期間（委託期間）
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務内容
「福井県救急医療電話相談事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 提案上限額
金 34,294 千円（消費税および地方消費税を含む。）

2 受審資格

企画提案書を提出することができる者は、福井県救急医療電話相談事業に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 受審資格認定に係る申請手続等

(1) 受審の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および部数

受審資格認定申請書等 1部

イ 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

ウ 提出期限

令和6年5月15日（水）17時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346（直通）

オ 提出資料の様式等

募集要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月15日（水）9時から17時まで
(ただし、土・日・祝日を除く。)

② 交付場所

3(1)エに同じ

なお、福井県ホームページ（[ホーム | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)）からダウンロードすることができる。

③ 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和6年5月17日（金）までに行う。

④ 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

- (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和6年5月22日（水）12時までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。
イ 県は、説明を求めた者に対して、令和6年5月24日（金）までに、書面により回答する。

4 質問事項

- (1) 受審資格に関する質問事項
令和6年5月10日（金）12時までに電子メールで文書（様式2）を提出すること。
 提出先：iryou@pref.fukui.lg.jp
 質問に対する回答は、電子メールにより行う。
- (2) 本委託業務に関する質問事項
令和6年5月22日（水）12時までに電子メールで文書（様式3）を提出すること。
 提出先：同上
 質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

- (1) 提出書類および提出部数
ア 企画提案書：12部
イ アの電子データを収録した電子媒体：1部
- (2) 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- (3) 提出期限
令和6年5月30日（木）17時まで（必着）
なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- (4) 提出場所
上記3(1)エに同じ
- (5) 提出資料の様式等
上記3(1)オに同じ

6 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。

- (2) 審査方法等は、「福井県救急医療電話相談事業プロポーザル実施要領」のとおりとする。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。このとき、上記(3)の結果通知があった日から 7 日以内に説明を求める旨を記載した書面を企画提案書提出場所あて提出すること。
県は、説明を求める企画提案者に対して、書面が提出された日から 10 日以内に書面により回答する。
- (5) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は、一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案者の選定に当たり、提案書に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。
- (7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。